

受験生・学生・保護者の皆様へ

国立大学法人愛媛大学  
学長 小松正幸

## 平成17年度授業料の改定について

このたび、平成17年度の政府予算(案)において、国立大学法人の授業料設定の基準となる授業料標準額を、現行の年額520,800円(夜間主260,400円)から、535,800円(夜間主267,900円)に引き上げることが提示されています。愛媛大学は政府からこの標準額の引き上げが提示されたことをきわめて遺憾であると受けとめています。

国立大学の法人化後は、授業料の最終決定は標準額の10%の範囲を上限として、個々の大学の判断に委ねられるようになります。本学では、現在の授業料を据え置くことを含め検討を行いました。しかしながら、国から交付される運営費交付金は、標準額による授業料収入を前提として措置されており、授業料値上げを見送ることは大学としては大きな減収を意味しています。

現在、他の国立大学法人の状況も新聞等で報道されておりますが、ほとんどの国立大学法人が平成17年度から標準額に引き上げる方向であります。愛媛大学としても、きわめて遺憾ではありますが、標準額が引き上げられた場合は、授業料の値上げについて皆様にお願ひせざるを得ない状況にあります。しかしながら、愛媛大学では、新入生・在学生の財政的負担を考慮し、段階的に改定することとし、平成17年度の授業料を下記のとおり年額530,400円(夜間主265,200円)と標準引き上げ額の3分の2程度改定させていただき、平成18年度に標準額と同額の年額535,800円(夜間主267,900円)とさせていただくことになった次第であります。

今回の授業料値上げは、文部科学省の省令が改定され標準額引き上げが決まった場合、やむを得ない措置として実施するものであります。省令改定は、国会での17年度予算審議をもって行われますが、愛媛大学として皆様に来年度の授業料の見通しを示す責務があり、標準額引き上げへの対応策を現時点で明示したいと考えました。最終的には愛媛大学の決定として、学部(昼・夜間主)及び大学院の新入生と在学生の皆様の授業料を値上げすることになります。

愛媛大学はこのことを重く受け止め、教職員一同新たな決意を持って、愛媛大学における教育のさらなる向上と、学生の学習環境の整備を図っていきたく思っております。

受験生・学生・保護者の皆様には、国立大学法人をめぐる諸般の事情をご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

## 記

【平成17年度授業料年額(単位:円)】

| 学 生 区 分          | 入 学 年 度              |         |         |         |
|------------------|----------------------|---------|---------|---------|
|                  | 17~16                | 15~11   | 10~9(※) | 8~7(※)  |
| 学部(昼間主)及び 大学院    | 530,400 (現行:520,800) |         | 469,200 | 447,600 |
| 学部(夜間主)          | 265,200 (現行:260,400) |         | 234,600 | 223,800 |
| 教育学部 附属養護学校(高等部) | 4,800                |         | -       | -       |
| 〃 附属幼稚園          | 73,200               | 70,800  | -       | -       |
| 農学部 附属農業高等学校     | 115,200              | 111,600 | -       | -       |
| 研究生              | 28,900(月額)           |         |         |         |
| 聴講生              | 14,400(1単位)          |         |         |         |
| 科目等履修生           | 14,400(1単位)          |         |         |         |
| 特別研究学生           | 28,900(月額)           |         |         |         |
| 特別聴講学生           | 14,400(1単位)          |         |         |         |

学部・大学院の授業料以外は変更ありません。

(※)平成10年度入学以前の授業料については、スライド制の適用が無いため現行のままとし、値上げはありません。

広報室